

冬休みこども消費生活講座

「おこづかいのはなし」を開催しました！

12月21日(土)旭市商工会において、市内小学2～4年生を対象に、千葉県金融広報委員会から講師を招き、冬休みこども消費生活講座「おこづかいのはなし」を開催しました。

偽造防止のポイントを実際の紙幣と顕微鏡を使って確認してみたり、お買い物ゲームを行ってお金の使い方について考えるなど幅広い内容でした。また、お金に関するクイズやおこづかい帳をつけることにより、より身近にお金の勉強ができました。

講座の終わりには、持参したシールやペンを使ってみんなで貯金箱を作り、世界に1つだけの貯金箱を完成させました。



「お試し」のつもりが定期購入になってしまう トラブルに注意してください！



【事例】

ネットで「ダイエット効果のあるサプリメント、お試し500円」という広告を見て注文した。しばらくすると同じ商品が届き、商品代金約6,500円の請求書が同梱されていた。驚いて事業者にお問い合わせしたところ、「5回の商品購入が条件の契約だ」と言われた。高額な定期購入が条件だと知っていたら注文はしなかった。

【アドバイス】

1. お試し価格や送料のみの負担等、低価格で購入できるということが強調されている反面、定期購入契約であるという点はわかりづらいことが多いため注意しましょう。
2. 通信販売はクーリングオフができないためよく考えて購入しましょう。
3. 商品を注文する前に、定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品はできるのかなどの契約内容をしっかりと確認しましょう。
4. 事業者連絡した記録を残しておきましょう。

心配なときは消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階)

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

